

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年6月18日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度富士山火山広域避難シミュレーション業務委託

(2) 業務内容

富士山ハザードマップの改定を踏まえた避難シミュレーションを実施し、現行の避難スキームに係る課題を抽出するとともに、課題解決に向けた施策の効果検証及び避難スキームの見直し提案を行う。

(3) 履行期限

令和4年3月25日限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、20,000,000円（消費税込み）とする。

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者、又は静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格のうち「調査」の営業種目に登録がある者であること。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと、又は静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 平成 23 年 4 月以降に完了した実績として、国、地方公共団体又は特殊法人等から直接受注した、シミュレーション技術を用いて災害時の交通実態調査及びその分析、検証方法等について検討した業務又は類似の業務の 1 件以上の受託実績を有し、本業務の円滑な履行ができる実施体制を有する者であること。

(7) 平成 23 年 4 月以降に完了した実績として、国、地方公共団体又は特殊法人等から直接受注した、火山防災対策のうち避難に係る調査検討業務の 1 件以上の受託実績を有し、本業務の円滑な履行ができる実施体制を有する者であること。

3 選定基準

提出された書類とウェブ会議システムによるプレゼンテーションに基づき総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当部局・問い合わせ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9-6 静岡県庁別館 4 階

静岡県危機管理部危機情報課

電話番号 054-221-2644 FAX 054-221-3252 E-mail : boujou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領等の配布

ア 配布期間

公告の日から令和 3 年 7 月 9 日（金）まで

イ 交付場所

静岡県危機情報課ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出方法

企画提案募集要領のとおり。

(4) 選定方法

企画提案募集要領のとおり。

5 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 企画提案協議に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は一切返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。